

命 令 書

申立人 C組合
代表者 執行委員長 A

被申立人 D会社
代表者 代表取締役 B

上記当事者間の令和7年(不)第10号事件について、当委員会は、令和7年11月26日の公益委員会議において、会長代理公益委員横山耕平、公益委員大江博子、同尾川雅清、同酒井貴子、同土谷喜輝、同鶴田滋、同船木昭夫、同宮崎陽子及び同本西泰三が合議を行った結果、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人からの令和7年2月21日付け及び同年3月26日付けの団体交渉申入れに応じなければならない。
- 2 被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

C組合
執行委員長 A 様

D会社
代表取締役 B

当社が、貴組合からの令和7年2月21日付け及び同年3月26日付けの団体交渉申入れに応じなかったことは、大阪府労働委員会において労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

事 実 及 び 理 由

第1 請求する救済内容の要旨

- 1 財務諸表等を提示した上での団体交渉応諾

2 誓約文の掲示及び手交

第2 事案の概要

本件は、申立人が、賃上げ等を求めて団体交渉を申し入れたのに対し、被申立人が応じなかったことが、不当労働行為であるとして申し立てられた事件である。

第3 争 点

令和7年2月21日付け「申入書」及び同年3月26日付け「抗議及び申入書」による団体交渉申入れに対する被申立人の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか。

第4 認定した事実

証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

1 当事者

- (1) 被申立人D会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を置き、旅客自動車運送事業を営む株式会社であり、その従業員数は本件審問終結時約50名である。
- (2) 申立人C組合（以下「組合」という。）は、肩書地に事務所を置き、主に大阪府内の事業所で働く労働者で組織された、個人加盟の労働組合であり、その組合員数は本件審問終結時約400名である。

2 本件申立てに至る経緯について

- (1) 令和5年12月20日、組合は会社に対し、「加入通知及び申入書」（以下「5.12.20申入書」という。）を送付し、会社の従業員1名が組合に加入したこと等を通知した。
- (2) 令和7年2月21日、組合は会社に対し、「申入書」（以下「7.2.21申入書」という。）をメールで送信した。

7.2.21申入書には、①同年4月度から労働者の基準内賃金を5%以上引き上げ、夏季一時金2.5か月、冬季一時金2.5か月の計5か月分に引き上げることを要求する旨、②同年3月9日又は同月10日のいずれか10時より団体交渉（以下「団体交渉」を「団交」という。）を申し入れる旨、③同年2月27日までに文書にて回答してほしい旨の記載があった。

これに対し、会社は回答しなかった。

- (3) 令和7年3月26日、組合は会社に対し、「抗議及び申入書」（以下「7.3.26申入書」という。）をメールで送信した。

7.3.26申入書には、①7.2.21申入書への回答が未だないことに対して抗議する旨、②「財務諸表三票^(マ マ)」を提示するとともに、同年4月度から労働者の基準内賃金を5%以上引き上げ、夏季一時金2.5か月、冬季一時金2.5か月の計5か月分に引き上げることを要求する旨、③同年4月2日又は同月4日のいずれか10時より団交を申し入れる旨、④同年3月31日までに文書にて回答してほしい旨の記

載があった。

これに対し、会社は回答しなかった。

(4) 令和7年5月7日、組合は、当委員会に対し、不当労働行為救済申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

第5 争点に係る当事者の主張

1 被申立人の主張

7.2.21申入書及び7.3.26申入書がメールで届いたことは認める。

上記申入書が届いた後、会社から組合に対し、連絡を取っていない理由は、通常であれば、団交申入れの場合は労働組合側が使用者側に連絡を取るのに、組合から全く電話による連絡がないからである。

2 申立人の主張

会社は、7.2.21申入書及び7.3.26申入書がメールで届いたことを認めているにもかかわらず、申入書を無視し、回答書を出さなかったのであるから、かかる行為は団交拒否である。

第6 争点に対する判断

1 前記第4. 2(2)、(3)認定のとおり、7.2.21申入書及び7.3.26申入書の要求事項は、組合員の労働条件に関する事項であり、これらの要求事項が義務的団交事項に当たることは明らかである。

また、前記第4. 2(2)、(3)認定によると、7.2.21申入書及び7.3.26申入書に対して会社は回答しておらず、また、本件申立てまでの間に、組合と会社との間で、団交は開催されていない。

そうすると、7.2.21申入書及び7.3.26申入書による団交申入れに会社が応じなかったことに、正当な理由がなければ、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当することになるので、その有無についてみる。

この点につき、会社は、団交申入れの場合は、通常であれば、組合側が会社側に連絡を取るのに、組合側から全く電話による連絡がなかった旨主張する。

しかしながら、7.2.21申入書及び7.3.26申入書が会社に届いていることは、会社自身が認めているのであるから、会社も、団交申入れがあったことは認識しているといえる。そうであれば、組合が重ねて電話で連絡する必要があったとはいえず、この点に関する会社の主張は採用できない。

よって、団交に応じなかったことに正当な理由があるとは認められない。

以上のとおりであるから、7.2.21申入書及び7.3.26申入書による団交申入れに対する会社の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たり、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

2 救済方法

組合は、財務諸表等を提示した上での団交応諾を求めるが、主文1をもって足りると考える。また、組合は、誓約文の掲示をも求めるが、主文2をもって足りると考える。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

令和7年12月12日

大阪府労働委員会

会長 小林正啓